



<参考>様式第2号

平成 29 年 11 月 6 日

豊明市議会議長 殿

行政等視察報告書

議員名 近藤善人



平成 29 年度豊明市議会政務活動費にて下記のとおり行政等を視察しましたので報告します。

年 月 日	視察先	視察項目及び成果等
平成 29 年 10 月 11 日	長野県松本市	『松本市における食品ロス削減の取り組みについて』
10 月 12 日	長野県小諸市	『子どもの体力・運動能力の向上と発達を高める運動遊びについて』
	群馬県前橋市	『滞納整理について』
10 月 13 日	群馬県高崎市	『子供発達支援センターについて・介護 SOS サービスについて』
		別紙添付

(注) 別紙添付も可能とします。

(注) 本報告書は5年間公開します。

1.長野県松本市 『松本市における食品ロス削減の取り組みについて』

<松本市のごみ減量化施策>

- 1、 食品ロス削減事業（平成22年度～）
- 2、 園児を対象とした参加型の環境教育（平成24年度～）
- 3、 紙類常設回収場所設置（平成23年度～）
- 4、 小型家電再資源化事業（平成24年度～）
- 5、 不要食器リサイクル事業（平成25年度～）
- 6、 剪定枝等資源化事業（平成25年度）
- 7、 松本キッズ・リユースひろば事業（平成27年度～）
- 8、 ECOオフィス松本認定事業（平成27年度～）
- 9、 小学校環境教育事業（平成28年度～）
- 10、 残さず食べよう！推進店・事業所認定制度 など

以上のようにいろいろな方面からゴミ減量に取り組んでいます。

「食品ロス削減事業」については、いち早く取り組んでいます。まず、平成25年度・28年度の現状把握では一般家庭生ごみ組成調査・一般家庭意識変化調査を行い効果等の検証をしました。実際の取り組みについては、飲食店では、出る生ごみのうち、約6割はお客の食べ残しであることから、「残さず食べよう！30・10運動」（H23から）・「残さず食べよう！推進店・事業所認定制度」（H28）を始めました。また、家庭においては、約3～4割は食品ロスであることから、「残さず食べよう！30・10運動」（H26から）・「園児対象の参加型環境教育」（H24）・「もったいないクッキングレシピ集」など取り組みました。

市職員による「残さず食べよう！30・10運動」応援ソングも作られ、HPでも流しています。啓発グッズのイラスト挿入もしています。

<所感>

なぜ食品ロスが出るかという、豊かになりすぎたことで食べ物についてのありがたさ、もったいないという意識が薄れた結果、食べ残しが増え、残すことに対する罪悪感が薄れてしまったから、終戦後食べ物がなくいつも空腹でいた時代では、ご飯粒一つ残しても親に叱られた時代でした。そういう意味では、園児を対象とした参加型の環境教育・小学校環境教育事業などは子どものうちから食に対する教育をすることは非常に効果があると思います。

2.長野県小諸市 『子どもの体力・運動能力の向上と発達を高める運動遊びについて』

この事業は委託事業で、委託先は、つくば市の特定非営利活動法人「運動保育士会」で委託料は、年約 640 万円。

小諸市が「子どもの体力・運動能力の向上と発達を高める運動遊び」を導入した経緯は、教育委員会・事務局の話の中で、さまざまな学校が抱えている問題、荒れる子供、学級崩壊、キレル子ども、肥満・高脂血症など何とかできないかということから始まりました。

目的は「子どもが体を動かすことを好きになること」です。運動遊びの内容は、松本短期大学の柳澤教授が膨大な実験と脳科学から編み出したプログラムとなっています。体を支える力・跳躍力・懸垂力などの基本運動を身につけ、「動けるからだ」を作り、動けるからだを使って友達とたくさん遊び、コミュニケーションを増やすことで心と体が健やかに成長することを目標としています。保育所事務を保健福祉部厚生課から教育委員会へ移管し、教育委員会内に『子ども育成課』を新設しました。幼・保・小連携のため、一部小学校の低学年において運動遊びを実施しているほか、小学校低学年児と保育園児とが合同運動遊びを行って交流を図ったりもしています。

小諸市は教育に熱心なまちで、『耐雪梅花潔』、これは、西郷隆盛の詩の一節で「雪に耐えて梅花潔し」と読み、人々は春一番に咲く梅の花を苦勞の結実と捉えたようで、子どもたちにそんな人間になってほしいという願い（梅花教育）を込めていました。

<所感>

脳の成長は他のどの器官よりも早く、大人の脳を 100 とした場合に、8 歳で 90% 完成すると言われていています。ここで重要なのは感覚・神経系の成長は早く、8 歳までに大人とほぼ同じくらいまで成長してしまうということです。つまり、体を動かすための制御盤はこの時期にできあがってしまう。成長が著しいのは幼児期で、この時期にいかにかたくさんの運動経験、多種多様な動きをしたかで、運動神経が決まるとも言われています。運動好きの子・運動嫌いの子という二極化の傾向が見られる現代。動ける体づくりが必要になってきているわけで、3 歳の頃から、積極的に体を動かして遊んで体力や生きる力を育むことが、心身共に健康な子どもになり、10 歳までに多くの経験や体験をさせることで、運動好きな子どもに育てることができるので、運動を強制するのではなく、遊びながら楽しく運動することは非常に大切なことと思います。

3.群馬県前橋市 『滞納整理について』

前橋市のこの取り組みのきっかけは、1990年以降収納率が下がり続け、平成16年度年に滞納額が100億円（収納率88.7%）を超えたことから始まりました。

収納課の組織体制は、税財務企画室（9人）・収納管理係（14人）そして、フロント部隊として収納第1係から第4係までそれぞれ7名から14名所属しています。それぞれの係に班長が置かれていて3年以上の実力がある職員が置かれています。第1係は主に現年度市税に関することと収納嘱託員に関すること、第2係は第1係と同じく現年度市税に関すること、第3係は滞納繰越市税に関すること、第4係は第3係と同じ滞納繰越市税に関することと高額案件に関することを担当している。

このころから職員の意識改革も進み、納期内納付している納税者との公平性を確保するため、滞納者には徹底した財産調査を行うこと、また担税力（税を負担する能力）に応じた滞納処分を行うなど、地方税法や国税徴収法等、法令の原点に立ち返って業務を推進する方向へと意識の転換がはかられました。職員は徴収知識の専門性を高めるため、専門図書をそろえて一斉に勉強を開始するとともに、課内独自の業務研修会を毎年20回以上行うようになった。納税相談でも徹底した財産調査に裏打ちされた具体的な状況把握が奏功し実効性のある納税指導や折衝を行えるようになり、納税者の一方的な都合による小額分納を認めることもなくなった。

徴収体制も、職員個人の町別担当制から班別の組織的な対応へと転換することで、班内で業務全般の進捗状況を班員おのおのが異なる目線で確認し、補完しあいながら案件を協働処理している。このことにより職員間の能力格差の平準化が図られ、徴収効果を挙げている。

以上のことから、平成28年における徴収率は98.4%まで上がっています。

<所感>

徴税吏員の仕事の目的は、本来徴収すべき市の債権を少しでも多く回収し、厳しい財政状況に寄与することが一つです。しかし、より重要な使命は、圧倒多数である納税者の皆さんとの公平性を保つことだと言われています。例えば千円の滞納だったとしても、納付している人たちとの公平性の観点から未納は認めない姿勢が求められています。

そのためには、未納者への催告だけでは徴税吏員としての仕事をしていることにはなりません。前橋市のように、住所・所得・固定資産を確認し、預金口座を調べる。これは最低限必須。滞納者の所在や資力・勤務先、金融機関に取引口座があるかどうか調べる必要があります。これは、国税徴収法141条による質問・検査権に基づくもので、滞納者の資産状況等はこれにより全てと言っていいほどわかります。

国税徴収法は、各種財産の差押手続などの徴収手続を定めていますが、具体的な執行については、徴収職員の裁量にゆだねられています。しかし、そこには一定の限界があるとされ、同じ状況にある滞納者について、徴収職員個々の裁量によって異なる徴収手続が執行されることは好ましくないし、許されるべきものではありません。

前橋市では、『徹底した財産調査』、『人材の育成』、『職員の意識改革』、『公平性の確保』

などを行い、個人の町別担当制から班別の組織的な対応へと転換することで、職員相互が補完しあいながら案件を協働処理することで徴収率を上げています。

また収納環境の整備として、コンビニ収納はじめペイジー収納・クレジット収納・モバイルレジなど収納環境の充実が徴収率アップにつながっています。本市においても見習うべき施策で早期の導入が望まれます。

ちょうぜいりいん
※徴税吏員：県税や市町村税などの地方税の賦課徴収事務に従事する長より委任された職員のことです

一般の職員と徴税吏員の大きな違いは、自力執行権や質問検査権、財産調査を行うことや、強制力のある権限を有していること。

※ペイジー収納：ペイジーとは、税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービス。

※モバイルレジ：請求書に印刷されたバーコードを携帯電話で読み取り、ネットバンキングを利用して支払いができるサービスで、コンビニや支払い窓口へでかけることなく、自宅で簡単に支払いができる。

※クレジット収納：インターネット（Yahoo! 公金支払い）を利用したクレジットカード払いによる市税の納付ができるサービス。納付書に記載された番号とクレジットカードの番号をインターネット上で入力することで、24時間いつでも手続きが可能。

4.群馬県高崎市 『子ども発達支援センターについて・介護SOSサービスについて』

<子ども発達支援センターについて>

センター開設前は、子どもに係る部署がそれぞれの方法で子どもの支援を行っていたが、部署毎の対応で一貫した支援ではなかったため、市として総合的、効果的な支援が必要であると考え、関係部署の職員や関係機関、専門家によるプロジェクトチーム等で検討を重ね、こども発達支援センターが開設された。

【設立前課題】

- ・乳幼児健診で気になる子を発見しても専門の相談機関がなく、適切な支援が受けられないまま就園・就学を迎えてしまう。
- ・専門の医療機関や療育機関が少なく早期療育が受けられない。
- ・保育現場、小中学校では、発達に課題を抱えるこどもの対応に苦慮している。
- ・発達の凸凹により、保護者も子育てに悩んだり、疲弊している。
- ・発達課題に対して適切な対応がなされず、二次障害を発症してしまう。
- ・発達障害に関する正しい知識と対応方法が普及されていない。

設立の目的は、発達に不安のある子どもとその保護者や関係機関の方を総合的にサポートするとともに、0歳から中学卒業まで一貫した支援を行うことを目的に平成23年4月に市役所庁舎内に開設された。職員体制は、正規職員9名・臨時職員12名・嘱託職員8名・再任用職員1名の30名。

相談支援事業として、個別相談、学校訪問相談、保育所幼稚園巡回相談・保護者相談、乳幼児発達相談、こども発達支援室、支援会議・ケース検討会議などがある。

1、 施設の特徴

- ・市直営で市庁舎内にあるため、教育委員会などの関係部署との連携が取りやすい
- ・保健センターと連携し、乳幼児から関わりを持つ等、乳幼児及び保護者への早期支援ができる。

2、 設置による効果

- ・幼保にコーディネーターを置き、研修を行うことや巡回相談により、保育士、教諭のスキルが上がっている。
- ・就学により支援が途切れてしまうという現状があったが、学校との連携が取りやすくなり、学校訪問や支援会議などが増加している。
- ・保育現場、学校等で気になる子どもに対しての相談先ができたことは、関係機関の安心にもつながっている。

3、 今後の課題及び展開

- ・課題を抱える児童がスムーズに就学できる体制づくり
- ・センター職員の充実（専門職の増員や定着）
- ・関係機関、支援者の人材育成
- ・発達障害の理解と適切な対応についての普及啓発や保護者等への情報発信の充実

・ 中学卒業後の支援体制の検討

<所感>

文部科学省により 2012 年に全国の公立小中学校で約 5 万人を対象にした調査結果で、“発達障害の可能性のある”とされた児童生徒の割合は 6.5%。1 クラスに 2 人程度は発達障害の傾向があるということです。

こども発達支援センターの設置により、乳幼児健診で早期に障がいを見出すことと、専門機関での治療が可能となりました。またセンターが市庁舎内にあることで、福祉・教育・保健部門との横のつながりもスムーズになり、就学により支援が途切れることもなくなったことは非常に評価できます。

市内全園の巡回指導をすることで発達に課題のある子どもの早期発見と早期支援が可能となりました。障がいはいかに早く発見し、治療するかでその後の人生に大きく影響することからこのセンターの設置は、本市においても見習うべき大変優れた施策だと思ふ。

<介護 SOS サービスについて>

高崎市では、高齢者の在宅介護の支援として、家族や介護者の介護負担の軽減と、介護が原因による離職の防止を目的に、緊急時に対応した介護サービスを提供しています。

介護 SOS サービスの利用については、高崎市内に在住し、住民登録がある 65 歳以上の方で、見守りや介護が必要な方としており、サービス内容は、「緊急訪問サービス」として、介護や見守りを必要としている高齢者の家族や高齢者世帯において、緊急に介護の手配が必要となった際に、プロのヘルパーが即時訪問し介護サービスを提供します。（ヘルパーの派遣は高崎市内全域）。

- 提供する介護サービス
身体介護（食事介助、排泄介助、着替えや体位交換の介助、通院同行）
生活援助（見守り、食事の準備、調理、買い物）
その他の援助（緊急入院時の衣服の準備、短期間入院中の衣服の洗濯など）
- 利用料金：1 時間あたり 250 円（税込）
- 原則 1 ヶ月 5 回まで利用可能

「緊急宿泊サービス」は、家族や介護者が、介護ができなくなった場合に、短期の宿泊、食事、入浴を提供します。

- 利用料金：1 泊 2 食付 2,000 円（税込）、1 泊 2 食・送迎付 3,000 円（税込）
- 原則 1 ヶ月 3 回まで利用可能（1 回の利用は 2 連泊まで）
- 入館時間は原則 8 時から 20 時まで

※宿泊サービスは、原則として自分で身の回りのことができる方が対象となっています。

<所感>

このサービスの利点は、24時間365日いつでも電話一本で利用できることで、要介護認定がなくても利用でき、事前の登録も不要です。ただ、宿泊サービスについては、認知症の症状がないことと身の回りのことが自分でできることが条件となっています。

この事業の経費は、訪問サービスの待機人件費が3,000万円、宿泊サービスの待機人件費360万円・居室借上料730万円と総額4,100万円（年）ほどかかっています。居室借上料については、満室になった時の対応とはいえ、利用率の少ないホテルを通年押さえており、借上料が1部屋1日10,000円かかっていることが気になるところで、改善点と思います。